

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧（令和5年度）
第1条から第19条は省略	同 左
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月16日から施行する。</p> <p>2 第9条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第4号から第7号まで、第14条第5項から第15条及び第18条の規定は、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月16日から施行する。</p> <p>2 第9条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第4号から第7号まで、第14条第5項から第15条及び第18条の規定は、同日後もなおその効力を有する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年10月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年10月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成25年10月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成25年10月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年6月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年6月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の平成26年度事業については、なお従前の例によることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の平成26年度事業については、なお従前の例によることができる。</p>

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧（令和5年度）
<p>附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成31年1月7日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和元年度事業については、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和2年度事業については、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和3年度事業については、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和4年度事業については、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和5年度事業については、なお従前の例によることができる。</p>	<p>附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成31年1月7日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和元年度事業については、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和2年度事業については、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和3年度事業については、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和3年度事業については、なお従前の例によることができる。</p>

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧（令和5年度）
---	----------

別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
事業メニュー	要件等	事業メニュー	要件等
必須機能	<b>1 インフォーマルサービスの提供</b> 既存の制度では対応することが困難な状況を解消するため、地域のニーズに応じたインフォーマルサービスを提供する。提供するインフォーマルサービスは、（1）から（6）までに掲げる内容を参考にすること。ただし、（1）「集い」事業については、必ず実施するとともに、地域の実情に応じた付加機能として（2）から（6）までに掲げる機能のうち少なくとも一機能は実施するものとする。	<b>1 インフォーマルサービスの提供</b> 既存の制度では対応することが困難な状況を解消するため、地域のニーズに応じたインフォーマルサービスを提供する。提供するインフォーマルサービスは、（1）から（6）までに掲げる内容を参考にすること。ただし、（1）「集い」事業については、必ず実施するとともに、地域の実情に応じた付加機能として（2）から（6）までに掲げる機能のうち少なくとも一機能は実施するものとする。	
			機 能
		（1）集い	サロン、ミニデイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる場（概ね週3日以上）
	付加機能	（2）預かる	子どもや高齢者など見守りが必要な人の一時預かりを行う
		（3）働く	障害者やひきこもりの人への就労支援及び生活訓練や、高齢者の介護予防、生きがいつくり等のために行う収益活動
		（4）送る	あったかふれあいセンター利用者の送迎を行う
		（5）交わる	花見や収穫祭等、利用者同士の交流ではなく、他施設や団体、利用者以外の地域住民と交流する
		（6）学ぶ	利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に関する勉強会等を行う
		<b>2 地域の見守りネットワークの構築</b> 個人や世帯が抱える地域生活課題を早期発見し、速やかに必要な支援につなぐため、相談・訪問を実施する。 また、これらの活動を通じて地域で互いを気にかけて見守りや支え合うことができる地域のネットワークを構築する。 なお、（1）から（3）に掲げる機能については、必ず実施するものとする。	<b>2 地域の見守りネットワークの構築</b> 個人や世帯が抱える地域生活課題を早期発見し、速やかに必要な支援につなぐため、相談・訪問を実施する。 また、これらの活動を通じて地域で互いを気にかけて見守りや支え合うことができる地域のネットワークを構築する。 なお、（1）から（3）に掲げる機能については、必ず実施するものとする。
	機 能	機 能 の 概 要	機 能
	（1）相談	地域の要支援者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困り事や気にかかること等の相談に応じる	
	（2）訪問	独居高齢者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する（概ね週2日程度）	
	（3）つなぎ	相談・訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける	
	<b>3 生活支援</b> あったかふれあいセンターとして支援が必要な人に対して直接生活支援サービスを提供するほか、地域の生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりやコーディネート、地域での支え合いの仕組みづくりなどを行う。必ず実施できる体制を整えることとし、実施に当たっては地域の実情に応じて行うものとする。	<b>3 生活支援</b> あったかふれあいセンターとして支援が必要な人に対して直接生活支援サービスを提供するほか、地域の生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりやコーディネート、地域での支え合いの仕組みづくりなどを行う。必ず実施できる体制を整えることとし、実施に当たっては地域の実情に応じて行うものとする。	

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧（令和5年度）
---	----------

別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）			
事業メニュー	要件等	事業メニュー	要件等		
拡充機能	地域のニーズに応じて、あったかふれあいセンターの前方展開を図り、機能を拡充するため、（1）から（6）までに掲げる事業を行う。	拡充機能	地域のニーズに応じて、あったかふれあいセンターの前方展開を図り、機能を拡充するため、（1）から（6）までに掲げる事業を行う。		
	機 能		機 能 の 概 要		
	（1）移動手段の確保		買物や病院への通院等のための移動を支援する	（1）移動手段の確保	買物や病院への通院等のための移動を支援する
	（2）配食		高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する	（2）配食	高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する
	（3）泊まり		緊急時に、支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に宿泊させ、必要な見守り等を実施する	（3）泊まり	緊急時に、支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に宿泊させ、必要な見守り等を実施する
	（4）介護予防		講座や体操など、保健師やリハビリ専門職等と連携を図りながら、定時定量的に介護予（含む。）プログラムを提供する	（4）介護予防	講座や体操など、保健師やリハビリ専門職等と連携を図りながら、定時定量的に介護予防（フレイル予防を含む。）プログラムを提供する
	（5）認知症カフェ		認知症の人を支える地域づくりを目指し、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場を開催する	（5）認知症カフェ	認知症の人を支える地域づくりを目指し、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場を開催する
	（6）子ども食堂		食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する（補助金の活用にあたっては、「高知家子ども食堂登録制度」に <u>準じた取扱い</u> とすること。）	（6）子ども食堂	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する（補助金の活用にあたっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること。）
事業の運営にあたっては、次に掲げる事項を実施することとする。 （1）利用者データ等を活用し、中長期の目指す姿を明らかにした事業計画書を作成すること。 （2）あったかふれあいセンターの運営について協議する会を年2回以上開催すること。		事業の運営にあたっては、次に掲げる事項を実施することとする。 （1）利用者データ等を活用し、中長期の目指す姿を明らかにした事業計画書を作成すること。 （2）あったかふれあいセンターの運営について協議する会を年2回以上開催すること。			

# 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧（令和5年度）
---	----------

1 区分	2 内容	3 補助対象経費	4 限度額	5 補助率	
人件費	コーディネーター	関係機関のネットワークの構築、地域での支え合いの仕組みづくりを推進するために必要な職員（コーディネーター）の人件費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費	以下のアとイの合算額 ア コーディネーター1人役あたり580万円 イ スタッフ1人役あたり310万円	1/2以内
	スタッフ	基本機能を実施するために必要な職員（スタッフ）の人件費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費		
その他の経費	運営経費（共通）	事業規模に運動し、事業実施のために必要な運営経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費	人件費の限度額の25%以内	
	機能強化・拡充経費	別表第1の「拡充機能（1）から（5）」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費、又は、地域のニーズに応じて当該年度に機能の強化・拡充を行うために必要な運営経費	別表第1の「拡充機能（1）から（5）」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費、又は、地域のニーズに託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価50万円以内）、並びに負担金	知事が必要と認めた額	
		別表第1の「拡充機能（6）子ども食堂」を実施するために必要な運営経費（高知県あったかふれあいセンター事業費補助金の活用にあたっては、「高知家子ども食堂登録制度」に <u>準じた取扱</u> いとすること。）	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費	1回あたり8,500円※	
		※定期的に開催する場合は月5回、小学校、中学校又は義務教育学校の長期休暇期間に開催する場合は週（月～日）3回を上限とする なお、定期開催及び長期休暇期間の開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする	【運営経費】 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料		
			【衛生管理経費】 保険料、腸内細菌検査料、食品衛生責任者養成講習会受講料	①保険料：1人あたり28円/回まで×参加者及びスタッフ人数※ ②腸内細菌検査料：1人あたり1,260円/回まで×スタッフ人数（スタッフ1人あたりの年間検査回数は2回までとする） ③食品衛生責任者養成講習会受講料：1箇所あたり5,500円まで（一般社団法人高知県食品衛生協会の受講料を上限とする） 継続して子ども食堂の業務に従事する職員・ボランティアが受講すること	
			【子育て支援及び学習支援経費】 謝金、旅費	1箇所あたり2万円以内 講師：1人あたり3,000円/回まで 学習支援を行う者：1人あたり1,000円/回まで	
	【行事食経費】 子ども食堂において行事食を提供するために必要な経費（食材費）	1箇所あたり33,000円以内			
デジタル環境整備経費	オンライン機器を活用した遠隔地からの支援や事業の実施等に取り組むため、必要な環境の整備にかかる経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費	知事が必要と認めた額		

別表第3 省略

第1号様式～第5号様式 省略

別紙1～3、4-1、4-2 省略

1 区分	2 内容	3 補助対象経費	4 限度額	5 補助率	
人件費	コーディネーター	関係機関のネットワークの構築、地域での支え合いの仕組みづくりを推進するために必要な職員（コーディネーター）の人件費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費	以下のアとイの合算額 ア コーディネーター1人役あたり580万円 イ スタッフ1人役あたり310万円	1/2以内
	スタッフ	基本機能を実施するために必要な職員（スタッフ）の人件費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費		
その他の経費	運営経費（共通）	事業規模に運動し、事業実施のために必要な運営経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費	人件費の限度額の25%以内	
	機能強化・拡充経費	別表第1の「拡充機能（1）から（5）」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費、又は、地域のニーズに応じて当該年度に機能の強化・拡充を行うために必要な運営経費	別表第1の「拡充機能（1）から（5）」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費、又は、地域のニーズに託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価50万円以内）、並びに負担金	知事が必要と認めた額	
		別表第1の「拡充機能（6）子ども食堂」を実施するために必要な運営経費（高知県あったかふれあいセンター事業費補助金の活用にあたっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること。）	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費	1回あたり8,000円※	
		※定期的に開催する場合は月5回、小学校、中学校又は義務教育学校の長期休暇期間に開催する場合は週（月～日）3回を上限とする なお、定期開催及び長期休暇期間の開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする	【運営経費】 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料		
			【衛生管理経費】 保険料、腸内細菌検査料、食品衛生責任者養成講習会受講料	①保険料：1人あたり28円/回まで×参加者及びスタッフ人数※ ②腸内細菌検査料：1人あたり1,260円/回まで×スタッフ人数（スタッフ1人あたりの年間検査回数は2回までとする） ③食品衛生責任者養成講習会受講料：1箇所あたり5,500円まで（一般社団法人高知県食品衛生協会の受講料を上限とする） 継続して子ども食堂の業務に従事する職員・ボランティアが受講すること	
			【子育て支援及び学習支援経費】 謝金、旅費	1箇所あたり2万円以内 講師：1人あたり3,000円/回まで 学習支援を行う者：1人あたり1,000円/回まで	
	【行事食経費】 子ども食堂において行事食を提供するために必要な経費（食材費）	1箇所あたり33,000円以内			
デジタル環境整備経費	オンライン機器を活用した遠隔地からの支援や事業の実施等に取り組むため、必要な環境の整備にかかる経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費	知事が必要と認めた額		

別表第3 省略

第1号様式～第5号様式 省略

別紙1～3、4-1、4-2 省略

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧（令和5年度）
---	----------

**別紙4-3** 子ども食堂所要額調書

**1 「子ども食堂」の収入見込額**

ア. 18歳未満の子どもからの徴収  
(300円未満) ①  円 ×  人/回 ×  回 =  円

イ. ア以外の者からの徴収 ②  円 ×  人/回 ×  回 =  円

ウ. 寄附金、その他収入  円

ア+イ+ウ =  円 …(A)

**2 「子ども食堂」の実施にかかる経費(別表第2第3欄に掲げる経費)**  
**(1) 運営経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費)		
役員費		
役務費 (通信運搬費、手数料)		
使用料及び賃借料		
合計		円 …(B)

(1)-2 運営経費補助基準額 8,500 円 ×  回 =  円 …(C)

(B) または (C) のいずれか低い額  円 …(D)

**(2) 衛生管理経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
保険料 ※1人あたり28円/回まで		
腸内細菌検査料 ※1人あたり1,260円/回まで(1人あたりの年間検査回数は2回までとする)		
食品衛生責任者養成講習会受講料 1箇所あたり5,500円まで		
合計		円 …(E)

**(3) 子育て支援及び学習支援経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ※1人あたり3,000円/回まで		
学習支援を行う者への謝金及び旅費 ※1人あたり1,000円/回まで		
合計		円 …(F)

(E) または 年間上限額20,000円のいずれか低い額  円 …(G)

**(4) 行事食経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
食事をとおして社会一般的な行事を子どもが体験する機会を提供することを目的とした行事食に係る食料費 ※行事食は市販品も対象とする。おもちゃ・プレゼントは対象外とする。		
合計		円 …(H)

(F) または 年間上限額33,000円のいずれか低い額  円 …(I)

**3 差引額** (D)+(E)+(G)+(I)  円 - (A)  円 =  円 …(J)

**4 補助所要額**  円 …(K)

**5 交付申請額**  円 …(L)

(注)  
 ・①で収益がある場合、別紙1及び別紙2の「収益見込み額」に記入してください。  
 ・②は、別紙4-2の別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。  
 ・(4)行事食は正月、節分、ひな祭り、子どもの日、お彼岸(春・秋)、お盆、お月見、ハロウィン、クリスマス、誕生日とし、詳細は高知県子ども食堂支援事業費補助金交付申請の手引きに準じます。

**別紙4-3** 子ども食堂所要額調書

**1 「子ども食堂」の収入見込額**

ア. 18歳未満の子どもからの徴収  
(300円未満) ①  円 ×  人/回 ×  回 =  円

イ. ア以外の者からの徴収 ②  円 ×  人/回 ×  回 =  円

ウ. 寄附金、その他収入  円

ア+イ+ウ =  円 …(A)

**2 「子ども食堂」の実施にかかる経費(別表第2第3欄に掲げる経費)**  
**(1) 運営経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費)		
役員費		
役務費 (通信運搬費、手数料)		
使用料及び賃借料		
合計		円 …(B)

(1)-2 運営経費補助基準額 8,000 円 ×  回 =  円 …(C)

(B) または (C) のいずれか低い額  円 …(D)

**(2) 衛生管理経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
保険料 ※1人あたり28円/回まで		
腸内細菌検査料 ※1人あたり1,260円/回まで(1人あたりの年間検査回数は2回までとする)		
食品衛生責任者養成講習会受講料 1箇所あたり5,500円まで		
合計		円 …(E)

**(3) 子育て支援及び学習支援経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ※1人あたり3,000円/回まで		
学習支援を行う者への謝金及び旅費 ※1人あたり1,000円/回まで		
合計		円 …(F)

(E) または 年間上限額20,000円のいずれか低い額  円 …(G)

**(4) 行事食経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
食事をとおして社会一般的な行事を子どもが体験する機会を提供することを目的とした行事食に係る食料費 ※行事食は市販品も対象とする。おもちゃ・プレゼントは対象外とする。		
合計		円 …(H)

(F) または 年間上限額33,000円のいずれか低い額  円 …(I)

**3 差引額** (D)+(E)+(G)+(I)  円 - (A)  円 =  円 …(J)

**4 補助所要額**  円 …(K)

**5 交付申請額**  円 …(L)

(注)  
 ・①で収益がある場合、別紙1及び別紙2の「収益見込み額」に記入してください。  
 ・②は、別紙4-2の別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。  
 ・(4)行事食は正月、節分、ひな祭り、子どもの日、お彼岸(春・秋)、お盆、お月見、ハロウィン、クリスマス、誕生日とし、詳細は高知県子ども食堂支援事業費補助金交付申請の手引きに準じます。

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧（令和5年度）
---	----------

別紙5～9、10-1、10-2 省略  
別紙10-3

子ども食堂所要額調書

**1 「子ども食堂」の収入額**

ア. 18歳未満の子どもからの徴収（300円未満）  
 @ 

(1食あたりの徴収額)	円
-------------	---

 × 

(1回あたりの利用見込人数)	人/回
----------------	-----

 × 

(実施予定回数)	回
----------	---

 = 

円
---

イ. ア以外の者からの徴収  
 @ 

円
---

 × 

人/回
-----

 × 

回
---

 = 

円
---

ウ. 寄附金、その他収入  
 = 

円
---

ア+イ+ウ = 

円
---

 …(A)

**2 「子ども食堂」の実施にかかる経費（別表第2第3欄に掲げる経費）**  
**(1) 運営経費**

科目	積算内訳	支出済額(円)
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費及び光熱水費)		
役務費 (通信運搬費、手数料)		
使用料及び賃借料		
合計		円 …(B)

(1)-2 運営経費補助基準額  $8,500 \text{円} \times \text{回} = \text{円} \dots (C)$   
 (B) または (C) のいずれか低い額  $\text{円} \dots (D)$

**(2) 衛生管理経費**

科目	積算内訳	支出済額(円)
保険料 ※1人あたり28円/回まで		
腸内細菌検査料 ※1人あたり1,260円/回まで(1人あたりの年間検査回数は2回までとする)		
食品衛生責任者養成講習会受講料 1箇所あたり5,500円まで		
合計		円 …(E)

**(3) 子育て支援及び学習支援経費**

科目	積算内訳	支出済額(円)
子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ※1人あたり3,000円/回まで		
学習支援を行う者への謝金及び旅費 ※1人あたり1,000円/回まで		
合計		円 …(F)

(E) または年間上限額20,000円のいずれか低い額  $\text{円} \dots (G)$

**(4) 行事食経費**

科目	積算内訳	支出済額(円)
食事をとおして社会一般的な行事を子どもが体験する機会を提供することを目的とした行事食に係る食材費 ※行事食は市販品も対象とする。おもちゃ・プレゼントは対象外とする。		
合計		円 …(H)

(F) または年間上限額33,000円のいずれか低い額  $\text{円} \dots (I)$

**3 差引額** (D)+(E)+(G)+(I) 

円
---

 - (A) 

円
---

 = 

円
---

 …(J)

**4 補助所要額**

円
---

 …(K)

**5 交付申請額**

円
---

 …(L)

(注)  
 ・①で収益がある場合、別紙1及び別紙2の「収益見込み額」に記入してください。  
 ・②は、別紙4-2の別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。  
 ・(4)行事食は正月、節分、ひな祭り、子どもの日、お彼岸(春・秋)、お盆、お月見、ハロウィン、クリスマス、誕生日とし、詳細は高知県子ども食堂支援事業費補助金申請の手引きに準じます。

別紙5～9、10-1、10-2 省略  
別紙10-3

子ども食堂所要額調書

**1 「子ども食堂」の収入見込額**

ア. 18歳未満の子どもからの徴収（300円未満）  
 @ 

(1食あたりの徴収額)	円
-------------	---

 × 

(1回あたりの利用見込人数)	人/回
----------------	-----

 × 

(実施予定回数)	回
----------	---

 = 

円
---

イ. ア以外の者からの徴収  
 @ 

円
---

 × 

人/回
-----

 × 

回
---

 = 

円
---

ウ. 寄附金、その他収入  
 = 

円
---

ア+イ+ウ = 

円
---

 …(A)

**2 「子ども食堂」の実施にかかる経費（別表第2第3欄に掲げる経費）**  
**(1) 運営経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費及び光熱水費)		
役務費 (通信運搬費、手数料)		
使用料及び賃借料		
合計		円 …(B)

(1)-2 運営経費補助基準額  $8,000 \text{円} \times \text{回} = \text{円} \dots (C)$   
 (B) または (C) のいずれか低い額  $\text{円} \dots (D)$

**(2) 衛生管理経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
保険料 ※1人あたり28円/回まで		
腸内細菌検査料 ※1人あたり1,260円/回まで(1人あたりの年間検査回数は2回までとする)		
食品衛生責任者養成講習会受講料 1箇所あたり5,500円まで		
合計		円 …(E)

**(3) 子育て支援及び学習支援経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ※1人あたり3,000円/回まで		
学習支援を行う者への謝金及び旅費 ※1人あたり1,000円/回まで		
合計		円 …(F)

(E) または年間上限額20,000円のいずれか低い額  $\text{円} \dots (G)$

**(4) 行事食経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
食事をとおして社会一般的な行事を子どもが体験する機会を提供することを目的とした行事食に係る食材費 ※行事食は市販品も対象とする。おもちゃ・プレゼントは対象外とする。		
合計		円 …(H)

(F) または年間上限額33,000円のいずれか低い額  $\text{円} \dots (I)$

**3 差引額** (D)+(E)+(G)+(I) 

円
---

 - (A) 

円
---

 = 

円
---

 …(J)

**4 補助所要額**

円
---

 …(K)

**5 交付申請額**

円
---

 …(L)

(注)  
 ・①で収益がある場合、別紙1及び別紙2の「収益見込み額」に記入してください。  
 ・②は、別紙4-2の別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。  
 ・(4)行事食は正月、節分、ひな祭り、子どもの日、お彼岸(春・秋)、お盆、お月見、ハロウィン、クリスマス、誕生日とし、詳細は高知県子ども食堂支援事業費補助金申請の手引きに準じます。